

重要

接骨院の療養費（柔道整復師）の「償還払い」制度の導入について

内容

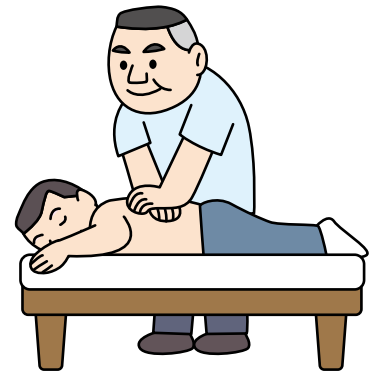
一部の患者につき接骨院での窓口支払い方法の変更

背景

接骨院からの不正請求、また患者の認識不足による受診が増加しているため

変更の対象者となる事例

- ①自己施術の場合（柔道整復師が自分で自分を施術）
- ②自家施術の場合（柔道整復師が自分の家族を施術、または接骨院に勤務する従業員を施術）
- ③健保組合からの患者照会に対し繰り返し無視を続ける場合
- ④複数の接骨院で同じ治療部位を重複して施術している場合



手続きの流れ

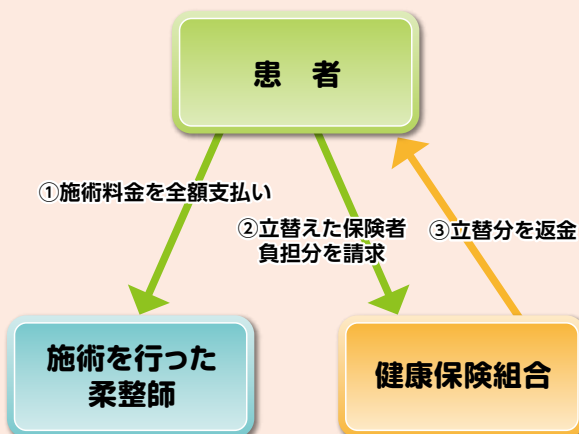
- ①注意喚起の通知（対象者＋接骨院）
 - ↓ 引き続き改善が見られない場合
- ②対象者へ照会（文書・電話などにより説明を求める）
 - ↓ 受診履歴の事実確認、健保組合の照会に応じない理由など
 - ↓ それでも改善が見られない場合
- ③変更通知（対象者＋接骨院）

概要

	制度	患者の窓口負担	対象者	保険適用分（7～8割）
現在	受領委任払い	2～3割	加入者全員	被保険者に代わって接骨院が健保に申請し給付を受ける
変更後	償還払い	10割	一部の加入者のみ（それ以外は受領委任払いを継続）	被保険者が健保に申請し給付を受ける

- ・厚生労働省の通知に基づき、組合会で承認されています（令和4年7月26日開催）。
- ・健保組合で内容を審査の結果、一部または全てが不支給となる場合があります。

償還払い



受領委任払い

